

第7、被控訴人の操業は権利濫用、信義則違反である

1、原判決の判示

原判決は次のとおり判示した。

『上記の経緯によれば、被告は、2年以上にわたって工事を遅らせ、合計17回、住民との話し合いを行い、一応移転候補地の条件提示も行っていたことが認められるところ、その間の被告の説明に不十分なし不的確なところがあったとしても、そもそも、前記1、2判示のとおり、本件基地局には、電磁波による健康被害の具体的危険性も、鉄塔倒壊の危険性も認められず、したがって、本来、どこに携帯電話基地局を設置するかは法令の範囲内で被告の自由な裁量に委ねられるべきものであることも併せて考えると、被告の本件基地局建設が権利濫用に該当するとは認められない』

2、原判決判示は誤っており違法である。

- (1) まず、何よりも、当然健康被害をもたらすか否かについての判断の誤りが、この判断の誤りになっていることである。しかも、仮に百歩譲って、健康被害の控訴人主張が全面的に認容されないとしても、さらに控訴審において人身被害発生のおそれについて、単なる抽象的、一般的な「不安感」などではなく、一定の科学的根拠を持って（少なくとも基地局周辺において現実に健康被害が発生していることを明らかにした研究論文を根拠として）、その研究論文が提唱している「基地局は人家から300mの距離をおくことが賢明である」ことを実行してほしい、と要望したことに対する被控訴人の対応を問うているのである。

そうであれば、たとえ二年以上、17回にわたって話し合いを行ったとしても、その内容は、合理的な説明は行なわずに一方的条件を押し付け、その条件を満たさない限り一切応じられない、というかたくなな態度を少しもかえず、実質的には一步も譲ることはしなかった、と

いう経過を正しく判断すべきなのである。被控訴人は控訴審においても、控訴人らが提供した代替地に建設できない理由、あるいはさらに他の代替地を探すことが不可能である合理的理由を、何ら主張立証しない。交渉の場において被控訴人は何ら合理的理由も、その説明もしなかった。その事実を正しく判断すべきなのである。

原判決は、形だけ話し合った形式を整え、回数を重ねればそれで足りる、という結論になりかねない判示なのである。

この点においても、原判決は、形式論理を判示したにすぎず、一審原告主張を充分理解し、その問いかけに正面から答えたとは評価できないのである。

- (2) さらに、一審原告らの立証すべき健康被害の程度についても、充分考慮し、現実に立証した健康被害のおそれの程度（割合）と、本件基地局の工事差止前に移転を検討すべき義務との比較衡量をきちんと判断すべきなのである。少なくとも控訴人ら主張はそうである。その主張にも正しく答えてはおらず、理由不備の違法が存するのである。
- (3) ベルサイユ控訴審判決を参照すべきである。

控訴人ら主張と同じ問題について、正しく検討し、答えたのがまさにベルサイユ控訴審判決であった。すでに指摘したとおり、この判決は中継基地局を原告らの居住地域から遠ざけることを求めるに足りる程度の健康被害発生の恐れは十分に証明されていることを認めている。

この控訴審判決は、決して特別の判断を示しているのではない。通常の民事訴訟の通常の合理的判断（条理、経験則に従うことである）であることは明らかなのである。